

<議会基本条例検討資料:制定にあたっての現状の課題(各会派の比較)>

平成24年8月7日

清風会	あびこ未来	公明党	新緑政会	政策グループあびこ
<p>●議会基本条例策定にあたっての課題整理(案)について</p>	<p>●議会基本条例を策定するにあたって検討すべき課題(意見持ち寄り)</p>	<p>●議会基本条例検討における課題について</p>	<p>●条例制定にあたっての課題</p>	<p>●議会基本条例制定にあたっての現状の課題</p>
<p>(1) 条例制定はその基本理念や議会のあるべき姿は前文と目的に示されるのが当然であり、それに基づいて各条文が整備されるべきものと考えます。</p> <p>(2) 条例制定に際して委員会への市民参加を求めるべきか否か、市民参加を求めるとしたらどんな参加が最良なのか。</p> <p>(3) 議員定数、議員報酬の審議に際して幅広い視野に立って議論する必要があり、ポピュリズムに走ることは戒めなければならないし、議員活動に支障をきたしてはならない。議会報告会、議会との意見交換会、議員間の自由討議の導入の検討についても、上記と同様である。</p> <p>(4) 議員の「倫理」「質」の向上についてどのように条文の中に採り入れていくのか。言葉だけの議会で終わらせないために。</p> <p>(5) 議会基本条例制定後に議会がどう変化していくのか、その姿を示す必要があるのではないか。市民の関心事は条例そのものへの興味、関心というより市民のために何を議会がしてくれるかであり、その認識を常に共有する必要があります。</p> <p>(6) 議会だよりの充実に向けては、予算増を含め、ページ増、文字の拡大、色使い、採決結果表のわかりやすさ等について工夫する必要があります。</p>	<p>(1) 議員定数及び議員報酬 定数と報酬をセットで決定する仕組みづくりを基本条例に明記すべきではないか。その際、ボランティア議員として多様性を持つ議員となるのか、専門性を持つ専門職議員を我孫子市議会を目指すのか。論議が必要になる。当然、政務調査費の位置づけ、あり方も検討すべき事項である。</p> <p>(2) 通年議会開催の是非 現在、議会基本条例で通年開催を規定している議会は見られないが、論議すべき事項と考える。通年開催における問題点等も整理しておく必要がある。市民の期待にタイムリーに応えられる市議会。</p> <p>(3) 議会内のすべての話し合いの場(本会議・委員会等)の公開性、議事録の作成 議会運営委員会、特別委員会の公開性について整理する必要がある。</p> <p>(4) 政策形成過程の重要性の確保 本会議・委員会等で議員間同士の討議、自由討議による合意形成をどのように考えるか。</p> <p>(5) 議会事務局のあり方・位置づけ 二元代表制の観点から議会事務局職員をどのように位置づけるか、例えば、事務局職員の独自採用、市役所内で志望・選抜方式採用、将来的に事業団方式など広域採用を視野に入れるなど、議会事務局の位置づけ、あり方を整理する必要がある。</p> <p>(6) 議決事項の拡大 法第96条第二項議決事件等、どこまで議決事項として規定するのか。各種行政計画がまちづくりの将来や財政構造、市民のサービスにどのような影響を及ぼすのか、監視する機能が議会に求められている。</p> <p>(7) 政策説明資料の充実 政策の発生源、他の自治体の類似する政策との比較検討、市民参加の実施の有無とその内容、総合計画との整合性、財源措置、将来に関わる計算コストなど(栗山町、伊賀市)どう位置づけるか検討する。</p> <p>(8) 議会報告会の位置づけをどうするか。 市民への情報提供の拡充、議会全体として市民に伝える機会を拡充する。</p> <p>(9) 会派・グループ 会派とは、どうあるべきか、位置づけを明確にする必要がある。</p> <p>(10) 議会基本条例の見直し規定 見直しの時期(定期・不定期)、見直しする機関が議会運営委員会なのか、などを規定で明確にする。</p>	<p>議会基本条例の検討における課題として、以下の点を十分に検討し項目として位置付ける必要があると思われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治法との関係性 2. 議会機能ならび議会運営の充実と活性化 3. 議員の倫理観 4. 議員定数と議員報酬の在り方 5. 市民参画の仕組み 6. 議員活動と政務調査費の在り方 7. 議員間の自由討議の仕組み 8. 事務局機能の充実化 	<p>①誰の為、何の為に制定するのかはっきりさせる事。仮に、他市が制定したから、とか、議員の為とかであったとしたら、制定する意義はほとんどなくなる。 私達議員は選挙で市民(有権者)の皆様から、議会の場において議論する事を負託されている。しかし同時に、迅速な決め事をして行く事も求められています。 議論だけしているのであれば大学のサークルの域を出ず、民意は反映されないまま保留状態となり多数の有権者(市民)にとって大きな損失となる。 幅広い見識をもって市民(有権者)から負託された議員は市民のいわゆるポピュリズム的要求とは異なる結論に至る事があっても、驚くにはあたらない。即ち議論をつくしたと思われた時はすみやかに、結論を得ていくべきである。決め事をしていかなければならない議員の責務を明確にすべきである。</p>	<p>1. 議会のあり方に関して ◇二元代表制では、本来発生しえない「与野党関係(意識)」はないか? ◇実質的に「首長の追認機関」になってはいないか? ⇒議員発議による議案の上程は殆どなく、(一般質問を除き)首長の上程案に対する質疑および賛否表明が中心となっており、実質的に首長提案の議案を「追認(否認)」することが主な機能になっている。 ↓ <課題・改善点> ●自治体議会と首長は、共に住民から直接選挙された2つの代表機関であるという「二元代表制」を正しく理解し、相互の抑制と均衡により、「緊張関係を保つこと」が必要。 ●自治体議会は首長と対等の機関として、自治体運営の基本的な方針を決定(議決)し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となるよう不断の自己変革を行うことが必要。</p> <p>◇激動する社会情勢に対応した議会開催(運営)がなされているか? ⇒ここ数年来、国の施策の関連および震災対策事業等により、臨時議会の開催が多くなっている。これは、年四回の定期開催となっていることに起因しているが、その他、大小突発性の事案にも対応できず、専決処分および執行部の事後報告事案(手賀沼終末処理場の案件や、教育委員会の不祥事案への対応などは典型的な事例)が多くなっている。 ↓ <課題・改善点> ●緊急事態にも適切かつ迅速に対応し、本来求められている議会機能を強化するため、「通年議会とする」ことが必要。</p> <p>◇議員定数や議員報酬、そして、議会のあり方等についての検討にあたり、十分な市民参加の下、行われてきたか(いるか)? ↓ <課題・改善点> ●市民も交えた「(仮称)議会のあり方検討委員会」の開催が必要。 ●議員の身分(定数・報酬)についても、市民の意向を十分に反映した上で決定することが必要。</p>

2. 議会の審議（方法）に関して
◇現在、議員同士の議論が出来ないため、説明員である行政に対して質疑を行うという「擬似的な議論（討議）」をしている。
◇結果として、議論の論点が不明確であり、十分な議論が出来ていない。

↓

<課題・改善点>

●議会は、議論の場であり、議事機関・議決機関である。「首長への監視機能」のみが議会に求められる機能であれば、首長以下執行部への質疑だけで済むが、議事機関・議決機関としての機能を果たすには、本来、議員同士が活発な議論を行い、論点を明確にし、最適な結論を導き出していく必要がある。

3. 議会の議決事件（責任範囲）に関して
◇議決事件は基本構想までとなっており、各種基本計画に関する正式な審議が出来ない

⇒二元代表制の一翼を担う議会は、当然、市制経営に責任がある。
⇒であるならば、当然、市の重要な計画は議決案件とすべきである。

↓

<課題・改善点>

●市の主要な基本計画は議決事件とする。

4. 議会への市民参加に関して
◇市民参加が十分と言えるか？
◇議会の情報が市民に十分伝わっているか？

⇒地方議員は、厳密に言えば、国会議員のように国民から全権委任を受けた代表者ではない（住民の直接請求に基づく「リコール制度」がある）。

⇒だからこそ、市民の意思を十分に反映した市政運営を行うために、出来る限り議会への市民参加が必要であり、議会という機関として、市民への説明責任を果す責任がある。

↓

<課題・改善点>

●議会主催の議会報告会の開催
●議会主催の事業仕分けの開催
●重要案件に関する各地域への出前議会または出前常任委員会の開催
●参考人制度や公聴会、専門的知見などの積極的な活用